

文書名	社会福祉法人開拓 定款				版	19	頁数	
文書番号	Q-20	発行日	令和3年 1月15日	承認		審査		作成
発行部門	理事会							

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその顧客（利用者をここでは「顧客」と呼ぶ。）の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、顧客が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるようならびに心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームの経営 (ロ) 乳児院の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人短期入所事業の経営 (ロ) 老人デイサービスセンターの経営

(ハ) 保育所の経営 (ニ) 地域子育て支援拠点事業の経営

(ホ) 一時預かり事業の経営 (ヘ) 児童発達支援センターの経営

(ト) 保育所等訪問支援事業の経営 (チ) 相談支援事業の経営

(リ) 生活介護事業の経営 (ヌ) 放課後等デイサービス事業の経営

(ル) 病後児保育事業の経営 (フ) 子育て短期支援事業の経営

(ワ) 介護予防・日常生活支援総合事業

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人開拓という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上ならびに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料または低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所千葉県八街市文違73番地2に置く。

第 2 章 評 議 員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任および解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任および解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦および解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦および解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任または不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名が出席し、かつ、賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員は、無報酬とする。

第 3 章 評議員会

(構成)

第 9 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第 10 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事および監事の選任または解任
- (2) 理事および監事の報酬等の額
- (3) 理事および監事ならびに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 13 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 14 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長および出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名が、前項の議事録に記名押印する。

第 4 章 役員および職員

(役員の数)

第 15 条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6 名
- (2) 監事 2 名

2 理事のうち 1 名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、2 名を常務理事とする。

4 前項の常務理事をもって社会福祉法第 45 条の 16 第 2 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 16 条 理事および監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長および常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務および権限)

第 17 条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

- 3 理事長および常務理事は、毎会計年度4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事および職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事または監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了までとする。

- 3 理事または監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事または監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事および監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任および解任する。

- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、社会福祉法第45条の14第9項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長および監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産および会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の三種類とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 土地

- (イ) 千葉県八街市文違字台 7 0 番 1 1 所在の特別養護老人ホームおよび老人デイサービスセンター敷地 (43.00㎡)
- (ロ) 千葉県八街市文違字台 7 2 番 5 所在の特別養護老人ホームおよび老人デイサービスセンター敷地 (846.00㎡)
- (ハ) 千葉県八街市文違字台 7 2 番 8 所在の特別養護老人ホームおよび老人デイサービスセンター敷地 (57.00㎡)
- (ニ) 千葉県八街市文違字台 7 3 番 2 所在の特別養護老人ホームおよび老人デイサービスセンター敷地 (1,951.90㎡)
- (ホ) 千葉県八街市八街字大清水に 6 6 番 2 所在の介護予防サイクルハウスおよび老人デイサービスセンター敷地 (692.61㎡)
- (ヘ) 千葉県八街市八街字大清水に 6 9 番 1 所在の介護予防サイクルハウスおよび老人デイサービスセンター敷地 (763.68㎡)
- (ト) 千葉県八街市八街字大清水に 6 6 番 4 所在の保育園敷地 (899.00㎡)
- (チ) 千葉県八街市八街字大清水に 6 9 番 6 所在の保育園敷地 (999.00㎡)
- (リ) 千葉県八街市八街字大清水に 6 6 番 3 所在の保育園敷地 (260.00㎡)
- (ヌ) 千葉県八街市八街字大清水に 6 9 番 2 所在の保育園敷地 (289.00㎡)
- (ル) 千葉県八街市八街字大清水に 6 9 番 4 所在の保育園敷地 (330.00㎡)
- (ヲ) 千葉県八街市八街字大清水に 5 2 番 1 所在の保育園敷地 (285.89㎡)
- (ワ) 千葉県八街市八街字大清水に 6 9 番 7 所在の保育園敷地 (750.00㎡)
- (カ) 千葉県八街市八街字大清水に 5 2 番 4 所在の乳児院敷地 (857.00 ㎡)
- (コ) 千葉県八街市八街字大清水に 6 9 番 3 所在の乳児院敷地 (1,053.00 ㎡)
- (タ) 千葉県八街市八街字大清水に 5 2 番 3 所在の乳児院進入路用地 (356 ㎡)
- (レ) 千葉県八街市八街字大清水に 5 2 番 5 所在の乳児院進入路用地 (188 ㎡)

(2) 建物

- (イ) 千葉県八街市文違字台 7 2 番地 5、7 3 番地 2 所在の鉄骨造陸屋根合金メッキ鋼板ぶき二階建特別養護老人ホームおよび老人デイサービスセンター鉄骨造建物 (2,143.83㎡)
- (ロ) 千葉県八街市八街字大清水に 6 6 番地 2、に 6 9 番地 1 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建介護予防サイクルハウスおよび老人デイサービスセンター鉄骨造建物 (825.74㎡) 附属木造建物 (19.87㎡) 合計 (845.61㎡)
- (ハ) 千葉県八街市八街字大清水に 6 6 番地 4、に 6 9 番地 6 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建保育園建物 (603.35㎡)
- (ニ) 千葉県八街市八街字大清水に 5 2 番地 1 所在の木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建作業所建物 (39.74㎡)
- (ホ) 千葉県八街市八街字大清水に 6 9 番地 7 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建保育園建物 (395.87㎡)
- (ヘ) 千葉県八街市八街字大清水に 6 9 番地 2、6 6 番地 3 所在の木造亜鉛メッキ鋼板ぶき二階建保育園建物 (一階228.41㎡二階71.33㎡)
- (ト) 千葉県八街市八街字大清水に 6 9 番地 3、5 2 番地 4 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき二階建乳児院建物 (一階 534.64 ㎡二階 247.16 ㎡)

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第 3 6 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 2 9 条 基本財産を処分し、または担保に供しようとするときは、理事会および評議員会の承認を得て、八街市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、八街市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 3 0 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、または確実な有価証券

券に換えて、保管する。

(事業計画および収支予算)

第31条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達および設備投資の見込みを記載した書類については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告および決算)

第32条 この法人の事業報告および決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書および事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表および収支計算書(資金収支計算書および事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告書
- (2) 理事および監事ならびに評議員の名簿
- (3) 理事および監事ならびに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等およびこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第36条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、顧客が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるようならびに心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援の事業
- (2) 介護予防サイクルハウスの事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 解散

(解散)

第37条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号および第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 解散(合併または破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人ならびに社会福祉事業を行う学校法人および公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第39条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、八街市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を八街市長に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、社会福祉法人開拓の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞または電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第41条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	内藤 晃	理 事	前田伴幸
理 事	山本幸子	理 事	佐久間章
理 事	赤井清紀	理 事	飛田修一
監 事	鈴木莊六	監 事	綿貫敏宏

附 則

この定款は、平成19年10月9日から施行する。

附 則

この定款は、平成20年12月15日から施行する。

附 則

この定款は、平成21年7月10日から施行する。

附 則

この定款は、平成21年9月28日から施行する。

附 則

この定款は、平成22年3月24日から施行する。

附 則

この定款は、平成23年10月8日から施行する。

附 則

この定款は、平成25年2月18日から施行する。ただし、第5条と第14条については、平成25年2月23日から施行する。なお、平成25年2月23日に就任する理事の任期は、第6条の規定にかかわらず平成25年10月27日までとする。また、平成25年2月23日に就任する評議員の任期は、第18条の規定にかかわらず平成25年10月22日までとする。

附 則

この定款は、平成25年5月30日から施行する。

附 則

この定款は、平成26年8月6日から施行する。

附 則

この定款は、平成26年12月18日から施行する。

附 則

この定款は、平成27年5月16日から施行する。

附 則

この定款は、平成27年8月5日から施行する。

附 則

この定款は、平成27年10月28日から施行する。

附 則

この定款は、平成28年6月23日から施行する

附 則

この定款は、平成28年12月7日から施行する

附 則

この定款は、平成29年3月25日から施行する

附 則

この定款は、平成29年6月20日から施行する

附 則
この定款は、令和 3年 1月15日から施行する。